

新潟県行政財産使用料を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月12日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第8号

新潟県行政財産使用料を定める規則の一部を改正する規則

新潟県行政財産使用料を定める規則（昭和60年新潟県規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後				改 正 前				
新潟県行政財産使用料徴収条例（昭和39年新潟県条例第7号）別表に定めのない行政財産使用料を次のように定める。				新潟県行政財産使用料徴収条例（昭和39年新潟県条例第7号）別表に定めのない行政財産使用料を次のように定める。				
区分	使用の種類		単位	使用料 (単位 円)	区分	使用の種類		使用料 (単位 円)
	用途	名称				用途	名称	
土地	駐車場	新潟県庁 舎県職員 等駐車場	(略)	60,000 (別に 定める者にあ つては、 38,520)	土地	駐車場	新潟県庁 舎県職員 等駐車場	37,800
		(略)		(略)			(略)	(略)
(略)				(略)				
備考				備考				
土地（用途が駐車場の場合に限る。）の使用許可期間が1年に満たないときは、その使用料は、月割計算とし、1月に満たないものは、1月として計算する。ただし、使用許可期間が10日以内のときは、 <u>1,666円</u> （別に定める者にあつては、 <u>1,070円</u> ）とし、10日を超え20日以内のときは <u>3,333円</u> （別に定める者にあつては、 <u>2,140円</u> ）とする。				土地（用途が駐車場の場合に限る。）の使用許可期間が1年に満たないときは、その使用料は、月割計算とし、1月に満たないものは、1月として計算する。ただし、使用許可期間が10日以内のときは <u>1,050円</u> とし、10日を超え20日以内のときは <u>2,100円</u> とする。				

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。